

## 農地法第4・5条届出書添付書類…各1通

### ●届出書…4条2枚・5条3枚

① 登記事項証明書・謄本 (法務局発行のもの)

② 公図 (法務局発行のもの)

※仮換地証明書添付の場合は不要

③ 案内図（住宅地図等）

④ 代理申請の場合は委任状（譲受人・譲渡人双方のもの）

⑤ その他必要な書類

- ・ 証明書上の住所と現在の住所が異なる場合は住民票等（市民課）
- ・ 区画整理中の場合は仮換地証明書（大和根総合支所農政建設課）
- ・            "            転用部分のわかる図面（測量図等）
- ・ 仮登記がある場合は仮登記権者の同意書

※公的機関が発行する証明書等は、原則として3ヶ月以内のものを有効とします

～届出書の締切は毎週金曜日です～

(受理通知書は翌週水曜日に交付します)